

広島都心地域における帰宅困難者対応訓練（図上訓練）の 企画・運営支援等業務 基本仕様書

1 業務名

広島都心地域における帰宅困難者対応訓練（図上訓練）の企画・運営支援等業務

2 業務の背景

本市においては、平成15年7月に広島駅周辺地区が、平成30年10月に紙屋町・八丁堀地区が都市再生緊急整備地域に指定された。その後、令和2年9月には両地区を「広島都心地域※1」として統合し、その一部が特定都市再生緊急整備地域に指定されたことにより、大規模地震発生時における多数の滞留者※2の安全確保の必要性が一層高まっている。

このため、本市では、広島都心地域における大規模地震発生時の滞留者の混乱を抑制し、帰宅困難者を適切に保護・支援することを目的として、行政機関や民間事業者等の連携・協力による都市の安全確保策を取りまとめた「広島都心地域都市再生安全確保計画」（以下「安全確保計画」という。）を策定している。また、当該計画は、市域における大規模地震や都市災害等に対処するための「広島市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）にも位置付けられている。

さらに、安全確保計画に基づき、「広島都心地域における帰宅困難者対応ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、官民連携による災害に強い安全・安心な都市機能の充実を図っている。

こうした取組の一環として、令和6年度には図上訓練、令和7年度には実地訓練を実施し、避難誘導の仕組みづくりや関係機関等の情報共有に係る課題が顕在化した。

これらの課題を踏まえ、本業務において図上訓練を実施し、安全確保計画及びガイドラインの実効性の向上を図るものである。

※1 広島都心地域：広島駅周辺地区及び紙屋町・八丁堀地区

※2 滞留者：広島都心地域内の居住者を除く滞在者・来訪者

3 業務の目的

本業務は、広島都心地域における帰宅困難者対応について、関係機関及び民間事業者等の連携体制及び対応手順の実効性を検証するため、図上訓練を実施するとともに、これまでの訓練結果を踏まえた課題の整理及び分析を行い、避難誘導の具体的手法及び関係者間の情報共有の改善を図ることにより、安全確保計画及びガイドラインの実効性の更なる向上を図ることを目的とする。

4 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 業務内容

本業務は、地域防災計画、安全確保計画及びガイドラインを踏まえた「帰宅困難者対応訓練（図上訓練）」の企画及び運営支援等を実施するとともに、訓練により確認された課題の整理及び分析を行い、ガイドラインの実効性向上に資する更新案の作成を行うものである。

(1) 訓練の概要

ア 実施時期等：令和8年11月頃（平日の日中、約3時間、1回）を想定する。

- イ 参加者：一時退避場所及び一時滞在施設等の民間事業者、交通事業者等を想定する。
- ウ 参加人数：約 40 名～60 名程度を想定する（人数は変更となる場合がある）。
- エ 訓練会場：広島都心地域内にて、発注者が別途確保するため、本業務には含めない。

(2) 訓練の企画及び準備等

ア 地域防災計画、安全確保計画及びガイドラインを踏まえ、訓練の目的、内容、実施体制、タイムスケジュール、検証項目等を整理した「訓練計画書」を作成すること。

また、訓練の評価項目及び評価方法についても整理すること。

イ 滞留者（帰宅困難者を含む）の発生から一時滞在施設への誘導及び受入れまでの一連の対応を想定し、発災後からおおむね 6 時間程度の時系列に基づく状況付与型の訓練シナリオ及び設問を作成すること。

また、訓練シナリオは、実際の災害時における対応を再現し、関係機関の意思決定及び連携を検証できる内容とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

- ・参加者に対し判断及び意思決定を求める分岐要素を含めること
- ・令和 6 年度及び令和 7 年度の訓練において抽出された課題を反映すること
- ・滞留者（帰宅困難者を含む）の誘導経路及び誘導方法等を含む避難誘導の具体的手法を含めること（提案者が既に保有又は提供可能なツール（地図、ICT 等）の活用を含む）
- ・行政機関（広島市災害対策本部を想定）、施設管理者、交通事業者等の役割及び行動を具体的に反映すること
- ・関係者間の情報共有及び情報伝達について、手順（誰が・いつ・何を・どのように）及び手段（LINE WORKS 等の活用を含む）を具体的に設定すること
- ・帰宅困難者については、多様な属性を想定し、それぞれに応じた対応方法を具体的に設定すること

ウ 訓練実施に必要な機器、資機材、資料等の準備並びに会場内における設営補助及び終了後の片付けを行うこと。

(3) 訓練の運営支援等

ア 訓練当日に使用する説明資料、状況付与資料、アンケート等の「訓練当日資料」を作成し、必要部数を印刷すること。

イ 訓練当日の司会進行並びに全体運営の支援を行うとともに、円滑な議論及び意見交換が行われるよう適切に調整を行うこと。

ウ 訓練の実施状況について、写真・動画等により記録すること。

エ その他、訓練の円滑な実施に必要な事項について、発注者と協議のうえ対応すること。

(4) 訓練結果の取りまとめ及び成果整理

ア 訓練結果の整理・分析を行い、課題及び改善点を明確化した「訓練結果報告書」を作成すること。（訓練実施後 1 か月以内に提出）

イ 訓練結果及び課題分析を踏まえ、「ガイドラインの更新案（素案）」を作成すること。

なお、更新案には、今後の訓練への反映を見据えた改善の方向性についても整理すること。

（令和 9 年 1 月 29 日までに提出）

ウ 訓練計画書、訓練結果、ガイドライン更新案等を取りまとめた「業務実施報告書（案）」を作成すること。（令和 9 年 3 月 12 日までに提出）

(5) 打合せ協議等

- ア 受注者は、発注者との打合せ等を行った場合には、協議録を作成し、速やかに提出すること。
- イ 受注者は、業務の主要な節目（業務着手時、訓練実施前、訓練実施後、報告書提出時）において発注者と打合せを実施し、協議録を作成・提出すること。
- ウ 受注者は、原則として月1回程度、業務進捗状況について発注者へ報告すること。

(6) 業務内容に関する留意事項

- ア 訓練における被害想定は、安全確保計画及びガイドラインの内容を基本とし、詳細については発注者と受注者の協議により決定すること。
- イ 訓練内容は、地域防災計画、安全確保計画及びガイドラインに基づき、明確かつ具体的で実効性のあるものとする。
- ウ ガイドラインに示す対応フローに基づき、滞留者から帰宅困難者への移行、一時滞在施設への誘導及び受入れまでの一連の流れ並びに情報伝達の過程を、各主体が具体的に確認できる内容とする。

また、当該過程における各主体の役割、情報伝達の手順及びタイミングが明確となるよう留意すること。

なお、帰宅困難者の誘導先については、広島駅周辺地区及び紙屋町・八丁堀地区の計2施設を想定するものとする。

- エ 多様な属性の帰宅困難者を想定した訓練とし、それぞれに対する対応方法及び課題を体系的かつ網羅的に抽出できる内容とする。
- オ 受注者は、訓練の実施に当たっては、検証及び改善につながる内容となるよう、以下の事項に留意すること。

- ・訓練により確認すべき評価項目及び評価指標（可能な限り定量的又は客観的に評価可能な指標）を明確に設定すること
- ・訓練結果を踏まえた課題抽出及び分析が行えるよう、検証可能（評価指標に基づき客観的に評価可能）な訓練設計とすること
- ・抽出された課題について、改善の方向性を整理し、ガイドラインの見直しに資する内容とすること

(7) 業務の進め方

- ア 受注者は、採択された提案書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。
- イ 受注者は、業務実施に先立ち、円滑かつ効率的、効果的に業務を進めるための方法や体制等を検討し、速やかに「委託業務実施計画書」及び「業務工程表」を作成し、提出すること。
- ウ 受注者は、業務遂行に当たり、実施体制を整備するとともに、その内容、スケジュール等を適宜、発注者に協議し調整すること。

6 成果品

本業務の実施に当たり作成した成果品（訓練計画書、訓練結果、ガイドライン更新案等）を取りまとめた「業務実施報告書」を作成し、提出すること。

(1) 提出方法及び成果品

受注者は、電子データ※1により、以下の成果品※2を提出すること。

ア 業務実施報告書

イ その他、発注者が指示するもの

※1 電子データの提出に当たっては、国土交通省が公開している電子納品チェックシステムによりチェックを行い、エラーがないことを確認したうえで、ウイルス対策を実施し提出すること。

※2 成果品は、電子データ（A4判、PDF形式及びMicrosoft Word形式）を電子媒体（CD-Rを原則とする。）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）1部を提出すること。

(2) 納入場所

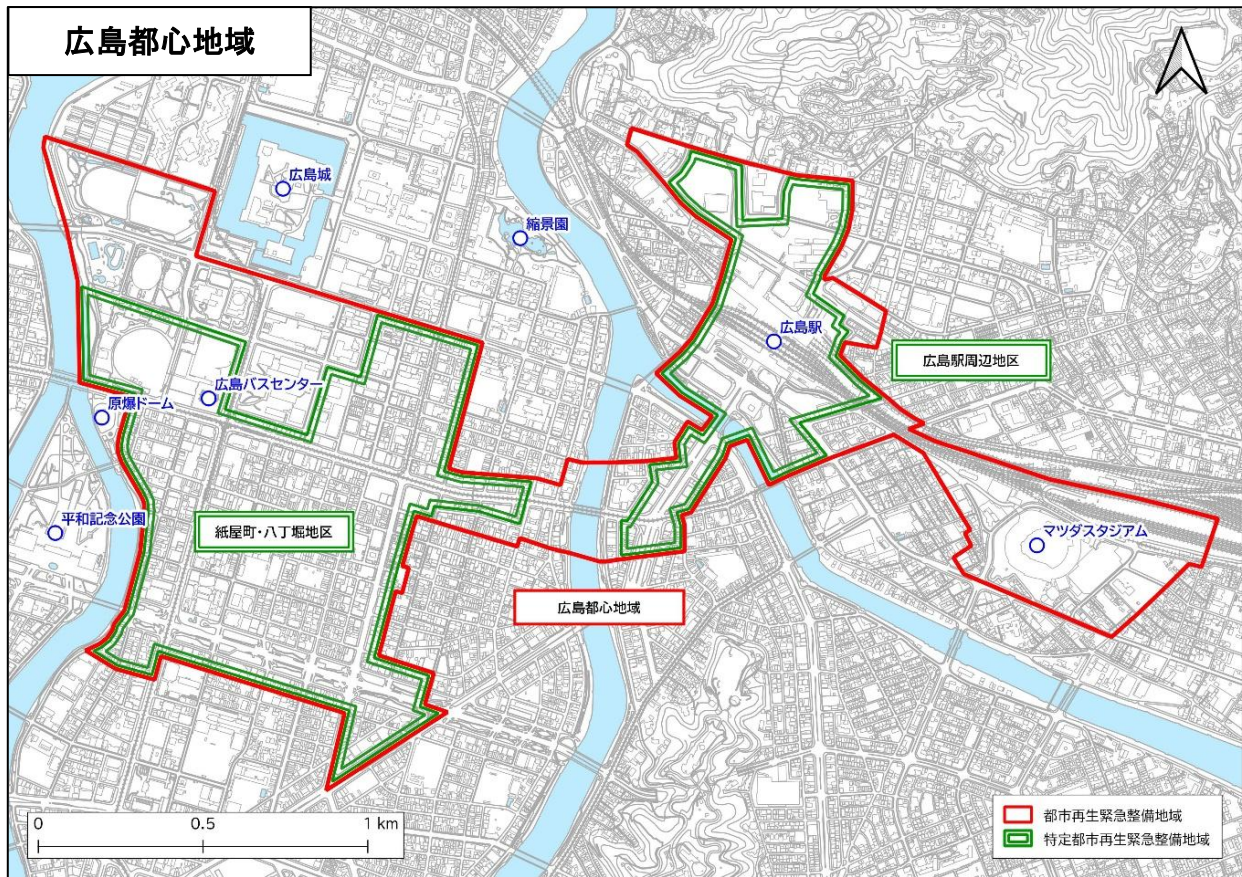
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市 都市整備局 都市機能調整部 都市機能調整担当

7 特記事項

- (1) 本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等を遵守の上、適正に実施すること。
- (2) 受注者は、本業務を一括して第三者に委託してはならない。
- (3) 受注者は、本業務の実施に当たっては、参加者や本業務に従事する者の安全に配慮すること。
- (4) 発注者は、必要があると認めるときは、本業務の実施状況を調査することができる。
- (5) 受注者は、広島市個人情報保護条例その他関係法令を遵守し、個人情報の取扱いについて万全の注意を払うこと。
- (6) 受注者は、本業務の実施により知り得た事項及び業務内容に関する一切の情報について、秘密を厳守し、発注者の承認を得ることなく第三者に開示し、又は不当な目的に使用してはならない。なお、本契約終了後においても同様とする。
- (7) 本業務の実施に当たり、受注者の責に帰すべき事由により生じた費用は、すべて受注者の負担とする。
- (8) 受注者は、訓練当日における展示物、備品等の搬入・設置、運営及び撤去作業等を含む訓練実施に係る業務について、危険防止のための安全対策を十分に講じること。
- (9) 受注者は、本業務の実施中に発生した事故について一切の責任を負い、速やかに発注者に対し発生原因及び被害状況等を報告するとともに、その指示に従うこと。また、本業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に係る費用は、受注者の負担とする。
- (10) 本業務の実施に際して作成した成果品の著作権等の権利は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承認を得ることなく、これを公表、貸与又は使用してはならない。
- (11) 受注者は、業務完了後において成果品に不備が認められた場合には、発注者の指示により受注者の負担において、速やかに再調査等を行い、必要な修正を行うこと。
- (12) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者及び受注者が協議の上決定するものとする。

なお、当該協議に係る内容については、受注者が協議録を作成し、提出すること。



※「広島都心地域都市再生安全確保計画【概要版】」より抜粋